

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

ソフトテニス用具・用品およびコート施設に関する公認規程

(目的)

- 第1条 公益財団法人日本ソフトテニス連盟(以下連盟という)は、次の用具・用品およびコート施設に関し適正かつ品質の優良なものおよび事業者について「公認」を行う。
- 2 この規程は、「公認」に関し必要な事項および手続きを定める。

(公認区分)

第2条 公認区分は、次のとおりとする。

- (1) ソフトテニス用具・用品
- ① 用具は、ラケット・ボール・ネット・ストリング
 - ② 用品は、ユニフォーム・シューズ
- (2) コート施設事業者
- ① 施設造成事業者(テニスコート造成専門業者)
 - ② 砂入り人工芝コート製造事業者

(公認基準)

第3条 公認基準

- (1) 用具・用品
- ① ソフトテニスの用具・用品として適正かつ品質が優秀であり、安全なもの。
 - ② 「競技規則」等に定めがある場合は、その規格に適合していること。
- (2) コート施設事業者
- ア. ボールのバウンド等プレーの適正にすぐれている。
- イ. プレーヤーへの身体的障害が少ない。
- ウ. 排水性に優れている。
- エ. 耐久性に優れている。
- など、総合的にソフトテニスのプレーに適正であること。
- ① 施設造成事業者(テニスコート造成専門業者)
- コートの施設造成に関し、経験と実績が豊富であり、信頼のおける事業者であること。
- ② 砂入り人工芝コート製造事業者(個別製品を公認するものとする。)
- 砂入り人工芝コートの製造に関し、経験と実績が豊富であり、信頼のおける事業者であること。
- なお、日本以外の製造業者の場合は、日本における総代理店など窓口が特定できる場合に限り、その窓口となる企業を事業者とみなすものとする。
- ③ 人工クレーコート製造事業者(個別製品を公認するものとする。)
- 人工クレーコートの製造に関し、経験と実績が豊富であり、信頼のおける事業者であること。
- なお、日本以外の製造業者の場合は、日本における総代理店など窓口が特定できる場合に限り、その窓口となる企業を事業者とみなすものとする。

(公認申請)

第 4 条 次の項目に該当する場合は、公認申請の手続きをしなければならない。

- (1) 新規に公認事業者となる場合。
- (2) 既に公認されている事業者が、新たに公認品目を追加する場合。
- (3) 既に公認品目となっているラケットについて、新製品を公認追加する場合(ただし、同一ブランドでの色・柄・デザインの変更は不要)

(申請及び提出書類)

第 5 条 公認申請の方法と提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 公認申請書を提出する。
 - ① 用具・用品は別紙「様式1」を提出する
 - ② 施設造成は別紙「様式2」を提出する
- (2) 会社経歴書を提出する。(新規公認の場合)
- (3) 商品見本3点を提出する(ラケットのみ) ラケットについては、別途に用具・施設部会員に対し試打用ラケットを申請と同時に送付する
- (4) 納入実績表を提出する(コート施設業者のみ)
- (5) その他、商品に関する情報を必要に応じ提出する

(公認の審査および決定)

第 6 条 公認申請の審査・決定については、次の方法による。

- (1) 公認申請の審査は年2回、一括して実施する。その時期は概ね次のとおりとする。
 - ① 第1期審査 毎年10月頃(4月～9月までの申請分)
結果の通知は、12月末までとする。
 - ② 第2期審査 毎年3月頃(10月～3月までの申請分)
結果の通知は、6月末までとする。
- (2) 審査項目は連盟の競技委員会の用具・施設部会において審査し、合否・保留のいずれかを決めて、理事会の審議にかけるものとする。

なお、理事会日程と合わないラケットの追加公認申請については、用具・施設部会長、競技委員長、専務理事で基準内製品かどうか審査し、問題がない場合は暫定承認として概ね1カ月以内に公認事業者に通知する。この場合の正式な承認行為は、直近の理事会で行う。
- (3) 審査結果の通知は、理事会での決定事項に従って該当業者に対し、会長名で審査決定通知および公認証を発行する。

(公認後の取扱い)

第 7 条 公認の用具・用品およびコート施設について、次のとおり取り扱う。

- (1) 事業者は公認用具・用品に対して「公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認」の名称を使用することが出来る。

- (2) 施設造成業者は「公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認」の名称を使用することが出来る。
- (3) 砂入り人工芝コート製造業者は製品に対し「公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認」の名称を使用することが出来る。
- (4) 連盟は毎年発行する「各大会実施要項」に公認用具・用品およびコート施設事業者名を公示する。
- (5) 連盟は前項の他、次の方法により公認用具・用品およびコート施設の使用を指導、推奨する。

① 用具・用品

・ ラケット

本連盟および加盟団体の主催大会における使用を指導する。

・ ボール

本連盟および加盟団体の主催大会の使用球は、大会実施要項で公認のボールを指定する。

・ ネット

本連盟および加盟団体の主催大会における使用を指導する。

・ ユニフォーム・シューズ

別に定める「ユニフォーム等の着用基準」に基づき、本連盟および加盟団体の主催大会における着用を指導する。

・ スtring

本連盟および加盟団体の主催大会における使用を指導する。

② コート施設

関係団体などから紹介・問い合わせがあったときは、施設造成または砂入り人工芝製造事業者のコート施設を推奨する。

(公認料・検定料等)

第 8 条 用具・用品・コート施設の公認料、年間維持会費、検定料について次のとおりとする。

(1) 公認料

用具・用品の新規公認にあたって業者は、次の公認料を連盟に支払うものとする。

① ラケット	5,000,000円
② ボール	5,000,000円
③ ユニフォーム	5,000,000円
④ シューズ	5,000,000円
⑤ ネット	1,000,000円
⑥ String	1,000,000円
⑦ 施設造成事業者	10,000,000円
⑧ 砂入り人工芝製造事業者	10,000,000円

(2) 年間維持会費

公認用具・用品およびコート施設の事業者は、毎年次の維持会費を連盟に支払うものと

する。

① ラケット	100,000円
② ボール	2,760,000円
③ ユニフォーム	1,160,000円
④ シューズ	480,000円
⑤ ネット	100,000円
⑥ スtring	660,000円
⑦ 施設造成業者	500,000円
⑧ 砂入り人工芝製造業者	500,000円

(3) 検定料

公認ラケットおよび公認ネットについて事業者は、連盟から証紙(証布)を購入し、個々の製品に貼紙(貼布)しなければならない。

① ラケット証紙	1枚	60円
② ネット証布	1枚	220円

(公認契約)

第 9 条 公認事業者として決定されれば、別紙により連盟と公認事業者において契約書を締結する。

第 10 条 公認の有効期限は無期限とし、相手方より会解除の意思表示がない場合は、自動的に契約を更新するものとする。

第 11 条 公認事業者に契約違反行為が判明したとき、用具・施設部会の提案に基づき、理事会で対応を決定する。

(ソフトテニス関連製品の推奨)

第 12 条 その他、連盟は公認用具・用品以外のソフトテニス関連製品に関し、適正かつ品質の優良なものについて「推奨」を行うことがある。

(1) 「推奨」の製品について次のとおり扱う。

- ① 「推奨」は同種の製品毎に1単位として取り扱う。
- ② 事業者は推奨品に対し「公益財団法人日本ソフトテニス連盟」の名称を使用することができる。
- ③ 連盟は毎年発行する各大会要項に推奨製品および業者を公示する。

(2) 「推奨料」

「推奨」製品の事業者は、製品1単位につき毎年200,000円の推奨料を連盟に支払うものとする。

(3) 推奨に関する手続きは、本規程に準ずる。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日より施行する。
2. この規程は、連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
3. この規程は平成28年5月21日より実施する。